

平成28年度

北空知地域医療介護確保推進協議会、運営会議、各専門部会等の
事業報告・事業計画（案）及び、決算・予算（案）

北空知地域医療介護確保推進協議会

平成28年度事業報告

1. 設置目的

北空知1市4町（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町）間で、平成28年3月18日に締結した「北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づく広域事業の実施について協議するために、関係市町、深川保健所、深川医師会、深川市立病院、深川地区消防組合、介護サービス事業者等の関係機関・団体で構成する「北空知地域医療介護確保推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

広域的に実施する次に掲げる地域医療・介護に係る連携推進事業について協議する。

- (1) 救急医療及び地域医療の確保と連携推進に関する事業
- (2) 在宅医療・介護の連携推進に関する事業
- (3) 認知症施策の連携推進に関する事業
- (4) 介護及び生活支援サービスの確保と連携推進に関する事業
- (5) その他地域医療及び介護サービスの確保と連携推進に関する事業

3. 協議会構成員(平成28年6月～平成29年3月)

役 職	所属団体・役職	氏 名	備 考
会 長	深川市長	山 下 貴 史	
副会長	深川医師会長	成 田 昭 彦	成田医院長
委 員	妹背牛町長	寺 崎 一 郎	
	秩父別町長	神 薺 武	
	北竜町長	佐 野 豊	
	沼田町長	金 平 嘉 則	
	深川保健所長	斎 藤 泰 一	
	深川市立病院長	藤 澤 真	
	深川地区消防組合消防長	岡 部 正 人	
	社会福祉法人揺籃会理事長	永 倉 尚 郎	※1
	社会福祉法人北海道中央病院理事長	大 西 道 祥	※1
	北空知介護支援専門員連絡協議会長	林 憲 雄	※1 第一病院長

4. 関係会議等開催状況

【平成28年6月29日（水）協議会開催】

1. 報告事項

- (1) 北空知管内（第2次医療圏）における地域医療及び介護サービスの提供体制の確保と連携のあり方検討に関する中間報告（資料1）
- (2) 北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携について（資料2）
- (3) 北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書、等（資料3）
- (4) 北空知における地域包括ケアシステムの構築について（資料4）
- (5) 北空知圏域における医療と介護の連携体制づくりに関する意見、等（資料5）

上記について、報告・確認。

2. 議事・確認事項

- (1) 北空知地域医療介護確保推進協議会の設置目的、協議事項等について
- (2) 運営会議の設置目的、協議内容等について
- (3) 各専門部会の担当項目、平成28年度事業計画等について
 - I 医療・介護情報共有支援部会
 - II 退院調整・在宅生活支援部会
 - III 多職種連携・地域啓発部会
- (4) 北空知地域医療介護連携支援センター事業及び北空知地域リハビリテーション活動支援事業予算

上記について、承認。

※ 上記の他、協議会は状況に応じて随時開催する事及び、定期開催は毎年4月下旬を予定し、事業報告や事業計画等について協議頂くことを確認。

また、委員皆様より、地域医療や介護に係り、この地域において不足しているもの、困っていること、今後期待すること、などについて発言を頂きました。

平成29年度事業計画(案)

1. 協議会の設置目的及び協議事項は平成28年度と同様とします。
2. 協議会の定期開催は毎年5月を予定し、その他必要に応じて開催することとします。
3. 協議会構成員(平成29年4月～平成30年3月)

役 職	所属団体・役職	氏 名	備 考
会 長	深川市長	山 下 貴 史	
副会長	深川医師会長	成 田 昭 彦	成田医院長
委 員	妹背牛町長	寺 崎 一 郎	
	秩父別町長	神 薺 武	
	北竜町長	佐 野 豊	
	沼田町長	金 平 嘉 則	
	深川保健所長	(齋 藤 泰 一) 佐々木 孝 治	
	深川市立病院長	藤 澤 真	
	深川地区消防組合消防長	(岡 部 正 人) 須 見 淳 一	
	社会福祉法人揺籃会理事長	永 倉 尚 郎	※1
	社会福祉法人北海道中央病院理事長	大 西 道 祥	※1
	北空知介護支援専門員連絡協議会長	林 憲 雄	※1 第一病院長

※()内は旧委員氏名、____は新委員氏名

北空知地域医療介護確保推進協議会 運営会議

平成28年度事業報告

1. 設置目的

協議会を円滑に運営するため、協議会の委員が所属する機関・団体の担当で構成する運営会議を設置する。

2. 協議内容

- (1)協議会の検討課題と事業の調整
- (2)救急医療体制の維持・確保
- (3)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (4)在宅医療・介護連携推進事業の企画立案と進行管理
- (5)地域リハビリテーション活動支援事業の企画立案と進行管理
- (6)認知症対策事業の検討作業
- (7)その他地域医療・介護連携推進事業の企画立案と進行管理
- (8)各市町地域包括支援センターとの連携調整
- (9)協議会関係団体・組織との連絡調整
- (10)専門部会の連絡調整

3. 運営会議構成員(平成28年6月～平成29年3月)

役 職	所属団体・役職	氏 名	備 考
座 長	深川市市民福祉部次長	三ッ井 隆 博	
副 座 長	深川保健所次長	大 森 英 孝	
委 員	深川医師会事務長	千 葉 憲 一	
	深川市立病院事務部管理課長	伊 藤 澄 男	
	社会福祉法人揺籃会事務局長	坂 本 政 之	※2 清祥園
	社会福祉法人北海道中央病院理事	蓑 口 亮	※2 アニスティ深川
	北空知介護支援専門員連絡協議会事務局長	橋 本 和 樹	※2 社会福祉協議会
	深川地区消防組合深川消防署指令救急課長	小 林 正 樹	
	妹背牛町住民課長	西 山 進	
	妹背牛町健康福祉課長	石 井 美 雪	
	秩父別町住民課長	尾 垣 義 次	
	北竜町住民課長	中 村 道 人	
	北竜町地域包括支援センター長	藤 井 政 信	
	沼田町保健福祉課長	黒 田 美 和	
深川市高齢者支援課長	安 田 浩 人		

4. 運営会議事務局（北空知地域医療介護連携支援センター及び市町行政部局）

(1) 業務内容

- ① 協議会の招集、議事録の整理
- ② 運営会議の招集、議事録の整理
- ③ 機関紙の発行～協議会会議内容、各部会での取組状況などを掲載

(2) 事務局体制

深川市立病院事務部地域連携室に「北空知地域医療介護連携支援センター」を設置し、運営会議の事務局を担う。

また、当事務局に行政及び関係団体等との調整のため市町行政の担当者を加えることができるものとする。

《事務局担当者》

所属団体・役職等		氏名	備考
北空知地域医療介護連携支援センター	深川市立病院地域連携室室長	村澤 眞由美	
	深川市立病院地域連携室主幹	吉田 博昭	
	深川市立病院地域連携室副室長	高田 光徳	
	深川市立病院地域連携室地域連携係主任	尾中 康晴	
市町行政部局	沼田町保健福祉課主幹	按田 義輝	2年交替
	深川市高齢者支援課課長補佐	渡辺 秀輝	
	深川市健康福祉課課長補佐	本多 孝二	

5. 関係会議等開催状況

【平成28年6月23日（木）準備会議開催】

1. 座長・副座長の確認
2. 報告事項
 - (1) 北空知管内（第2次医療圏）における地域医療及び介護サービスの提供体制の確保と連携のあり方検討に関する中間報告（資料1）
 - (2) 北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携について（概要版）（資料2-1）
 - (3) 北空知における地域包括ケアシステムの構築について（資料2-2）
 - (4) 北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書（議案p22～）
 - (5) 在宅医療・介護連携推進事業実施要綱（議案p26～）
 - (6) 地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱（議案p28～）

上記について、確認。

3. 協議・確認事項

- (1) 平成28年度 北空知地域医療介護確保推進協議会
 - ア 開催日程及び会場等について

- ・開催日 平成28年6月29日(水)
- ・開始時刻 午後6時
- ・会場 深川市立病院2階会議室
- ・参加案内 協議会委員及び事務局職員 ※オブザーバー等参加：運営会議委員、各専門部会長

イ 協議会資料等について

- (ア) 北空知地域医療介護確保推進協議会の設置目的、協議事項等について
 - (イ) 北空知地域医療介護確保推進協議会運営会議の設置目的、協議内容等について
 - (ウ) 北空知地域医療介護確保推進協議会専門部会の担当項目、平成28年度事業計画等について
- (2) 北空知地域リハビリテーション活動支援事業について
 深川市立病院 作業療法士 赤松充敏主査が、既に1市4町の区域を対象に事業を実施
- (3) 北空知地域医療介護連携支援センターの開設について
- ア センターの職員体制確認。
 - イ 専用電話、専用メールアドレス、専用ホームページ設置等の準備を進めています。
 - ウ 退院調整・在宅生活支援部会等と連携し、センター業務等の住民及び事業者等への周知や、事業の実施を行っていきます。

上記について、確認。

- (4) 運営会議の開催日程等について

4半期に1回程度ごとに開催することを確認。

【平成28年12月19日(月)第1回運営会議開催】

1. 報告事項

北空知地域医療介護確保推進協議会、運営会議、各専門部会等の状況等報告(資料1)

- (1) 北空知地域医療介護確保推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- (2) " 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- (3) " I-医療・介護情報共有支援部会・ p 5
- (4) " II-退院調整・在宅生活支援部会・ p 7
- (5) " III-多職種連携・地域啓発部会・・ p 9
- (6) 北空知地域リハビリテーション活動支援事業について・・・・・・・・ p 12
- (7) 北空知認知症施策担当者会議について・・・・・・・・ p 14
- (8) 関係事業費執行状況について・・・・・・・・ p 17

上記について、確認。

2. 協議・確認事項

深川市立病院新改革プラン(案)(平成28年度～平成32年度)について(別冊)

—深川市立病院 伊藤管理課長—

北空知地域医療介護確保推進協議会において、プランの評価や市立病院の経営形態見直し計画の検討・協議を行う予定であることを確認。

平成29年度事業計画(案)

1. 運営会議の設置目的及び協議事項は平成28年度と同様とします。
2. 事務局の業務内容は平成28年度と同様とします。
3. 運営会議は四半期に1回程度の頻度で開催します。
4. 運営会議構成員(平成29年4月～平成30年3月)

役 職	所属団体・役職	氏 名	備 考
座 長	深川市市民福祉部次長	(三ツ井 隆 博) 安 田 浩 人	
副 座 長	深川保健所次長	大 森 英 孝	
委 員	深川医師会事務長	千 葉 憲 一	
	(深川市立病院管理課長)	(伊 藤 澄 男)	
	深川市立病院事務部長	吉 田 博 昭	
	社会福祉法人揺籃会事務局長	坂 本 政 之	※2 清祥園
	社会福祉法人北海道中央病院理事	蓑 口 亮	※2 アニスティ深川
	北空知介護支援専門員連絡協議会事務局長	(橋 本 和 樹) 佐々木 大樹	※2 えんれい草
	深川地区消防組合深川消防署指令救急課長	小 林 正 樹	
	妹背牛町住民課長	西 山 進	
	妹背牛町健康福祉課長	(石 井 美 雪) 河 野 和 浩	
	秩父別町住民課長	(尾 垣 義 次) 早 川 聡	
	北竜町住民課長	中 村 道 人	
	北竜町地域包括支援センター長	(藤 井 政 信)	
	北竜町地域包括支援センター長兼住民課長補佐	南 祐美子	
沼田町保健福祉課長	黒 田 美 和		
(深川市高齢者支援課長)	(安 田 浩 人)		
深川市健康福祉課長	米 澤 弘 美		

※()内は旧委員氏名、____は新委員氏名

5. 事務局担当者(平成29年4月～平成30年3月)

所属団体・役職等		氏名	備考
北空知地域 医療介護連携 支援センター	深川市立病院地域連携室室長	村澤 眞由美	
	深川市立病院地域連携室主幹	(吉田 博昭) 武井 博道	
	(深川市立病院地域連携室副室長) 深川市立病院管理課長	高田 光徳	
	深川市立病院地域連携室地域連携係主任	尾中 康晴	
市町行政部局	沼田町保健福祉課主幹	按田 義輝	2年交替
	深川市高齢者支援課課長補佐	渡辺 秀輝	
	深川市健康福祉課課長補佐	本多 孝二	

※()内は旧委員氏名、___は新委員氏名

I 医療・介護情報共有支援部会

平成28年度事業報告

1. 担当項目

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

- ①「北空知介護保険サービス事業所ガイドブック」の内容を基本に、医療情報（病院・歯科・調剤）を加えたガイドブックの作成
- ②ガイドブックの内容を、北空知地域医療介護連携支援センターホームページ等で公開
- ③ガイドブックの関係機関への配布と住民等への周知

(2) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ①医療・介護連携情報共有シートの作成
- ②情報共有ツールの導入検討～ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）等の活用等

2. 平成28年度事業計画

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

- ①把握すべき事項・把握方法の検討
- ②医療機関、介護事業者の所在地・連絡先・機能等の情報収集
- ③地域の医療・介護資源のガイドブック及びマップの作成
- ④把握した情報による医療・介護関係者向けガイドブックの作成と配布
- ⑤住民向けのマップまたはガイドブック等作成の検討
- ⑥広報紙や各市町ホームページへの掲載の検討

(2) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ①情報共有の方法（ICT・連絡帳・連絡シート・クリティカルパス・ファックス・電子メール等）や内容の検討
- ②地域の医療・介護関係者を対象とした説明会の開催や情報共有に関するアンケート調査の実施
- ③救急あんしんカードの普及啓発

3. 部会構成員(平成28年6月～平成29年3月)

役職	所属団体・役職	氏名	備考
部会長	秩父別町住民課主幹	斉藤直美	2年交替
副部会長	深川医師会副会長	松本三樹	吉本病院長
委員	北空知歯科医学会	伊東由紀夫	伊東歯科医院
	北海道薬剤師会北空知支部深川部会	岡安良子	中央病院
	北空知介護支援専門員連絡協議会	佐々木大樹	えんれい草
	北空知区域内介護事業所	畠山美幸	沼田町社協
	深川保健所企画総務課企画主幹	本多信衛	
	妹背牛町健康福祉課主査	南美也子	
	北竜町住民課保健指導係長	神薺早智	

	沼田町保健福祉課主査	渡辺正人	
	深川市高齢者支援課地域包括支援係主査	梶修司	
事務局	北空知地域医療介護連携支援センター		
	深川市立病院地域連携室主幹	吉田博昭	
	深川市立病院地域連携室地域連携係主任	尾中康晴	

4. 関係会議等開催状況

【平成28年6月7日（火）準備会議開催】

1. 部長・副部長の確認

2. 報告事項

- (1) 北空知管内（第2次医療圏）における地域医療及び介護サービスの提供体制の確保と連携のあり方検討に関する中間報告（資料1）
- (2) 北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携について（概要版）（資料2-1）
- (3) 北空知における地域包括ケアシステムの構築について（資料2-2）
- (4) 北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書（議案p22～）
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業実施要綱（議案p26～）
- (6) 地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱（議案p28～）

上記について、確認。

3. 協議・確認事項

(1) 平成28年度 北空知地域医療介護確保推進協議会

ア 開催日程及び会場等について

- ・開催日 平成28年6月29日（水）
- ・開始時刻 午後6時
- ・会場 深川市立病院2階会議室
- ・参加案内 協議会委員及び事務局職員 ※オブザーバー等参加：運営会議委員、各専門部会長

イ 協議会資料等について

- (ア) 北空知地域医療介護確保推進協議会の設置目的、協議事項等について
- (イ) 北空知地域医療介護確保推進協議会運営会議の設置目的、協議内容等について
- (ウ) 北空知地域医療介護確保推進協議会専門部会の担当項目、平成28年度事業計画等について

(2) 北空知地域リハビリテーション活動支援事業について

深川市立病院 作業療法士 赤松充敏主査が、既に1市4町の区域を対象に事業を実施

(3) 北空知地域医療介護連携支援センターの開設について

ア センターの職員体制確認。

イ 専用電話、専用メールアドレス、専用ホームページ設置等の準備を進めています。

ウ 退院調整・在宅生活支援部会等と連携し、センター業務等の住民及び事業者等への周知や、事業の実施を行っていきます。

上記について、確認。

(4) 部会の開催日程等について

別紙、年間スケジュールにより開催することを確認。

【平成28年11月15日（火）第1回部会開催】

1. 協議・確認事項

(1) 地域の医療・介護資源の把握、活用について・・・別冊1

- ア 事業の内容及び目的等
- イ 北空知圏域における医療機関・薬局・介護サービス事業所一覧について
- ウ 資源の把握事項について
- エ 北空知地域医療介護連携支援センターホームページへの掲載について
- オ 地域住民及び医療・介護関係機関等へのガイドブック配布について
- カ 各市町ホームページへの掲載の検討について

上記について、説明・協議・確認。

(2) 医療・介護関係者の情報共有の支援について・・・別冊2

- ア 事業の内容及び目的等
- イ 情報共有に関するアンケート調査等の実施について
- ウ 先進事例について

上記について、説明・協議・確認。

(3) その他

北空知地域医療介護連携支援センターホームページを開設しています。
掲載内容等について、随時ご意見などをお願いします。

上記について、報告・確認。

【平成29年3月28日（火）第2回部会開催】

1. 協議・確認事項

(1) 医療・介護関係者の情報共有について

- ア ICTを活用した患者情報の共有システムのご紹介
「医療・介護多職種連携情報共有システム バイタルリンク」
帝人ファーマ株式会社 在宅医療ICT推進部 山本 裕士 様
※ICT=インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー（情報通信技術）

上記システムの概要について説明を受けたもの。今後、導入について協議・検討を進める事
を確認。

イ 介護事業所へのアンケート調査結果の報告（資料1）

上記について、報告・確認。

- (2) 医療機関(病院・診療所・歯科診療所・薬局)及び介護事業所ガイドブック作成状況等について
(資料2)

介護事業所にあつては、事業所への確認作業を終え、ホームページへの掲載準備を進めていることを、医療機関にあつては、医療機関へ確認いただくための掲載原稿を作成中であることを報告、確認。

- (3) H28 事業報告及び H29 事業計画について（資料3）

上記について、報告・協議・確認。

5 平成28年度事業の進捗状況

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

①把握すべき事項・把握方法の検討～協議・確認済み。

②医療機関、介護事業者の所在地・連絡先・機能等の情報収集～情報収集作業は完了。

介護事業者については、事業所への確認作業を終えているが、医療機関への確認作業は6月下旬を予定。

③地域の医療・介護資源のガイドブック及びマップの作成

④把握した情報による医療・介護関係者向けガイドブックの作成と配布

⑤住民向けのマップまたはガイドブック等作成の検討

～7月中旬を目途に、マップ及びガイドブックを作成し、主要施設等に配置予定。

北空知地域医療介護連携支援センターホームページへ医療・介護マップとして掲載。

⑥広報紙や各市町ホームページへの掲載の検討～今後、検討。

(2) 医療・介護関係者の情報共有の支援

①情報共有の方法（ICT・連絡帳・連絡シート・クリティカルパス・ファックス・電子メール等）
や内容の検討～研究、協議、検討中。

②地域の医療・介護関係者を対象とした説明会の開催や情報共有に関するアンケート調査の実施
～アンケート調査実施済み。今後、アンケート調査結果を参考に関係事業の推進を図っていく。

③救急あんしんカードの普及啓発～今後、協議。

平成29年度事業計画(案)

1. 担当項目

(1)地域の医療・介護の資源の把握

- ①「北空知介護保険サービス事業所ガイドブック」の内容を基本に、医療情報（病院・歯科・調剤）を加えたガイドブックの作成
- ②ガイドブックの内容を、北空知地域医療介護連携支援センターホームページ等で公開
- ③ガイドブックの関係機関への配布と住民等への周知

(2)医療・介護関係者の情報共有の支援

- ①医療・介護連携情報共有シートの作成
- ②情報共有ツールの導入検討～ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）等の活用等

2. 平成29年度事業計画

(1)地域の医療・介護の資源の把握

- ①地域の医療・介護資源のガイドブック及びマップの作成、更新
- ②把握した情報による医療・介護関係者向けガイドブックの作成と配布
- ③住民向けのマップまたはガイドブック等作成の検討
- ④広報紙や各市町ホームページへの掲載の検討

(2)医療・介護関係者の情報共有の支援

- ①情報共有の方法（ICT・連絡帳・連絡シート・クリティカルパス・ファックス・電子メール等）や内容の検討
- ②情報共有の方法等を決定した場合、地域の医療・介護関係者を対象とした説明会を開催
- ③救急あんしんカードの普及啓発

3. 部会構成員(平成29年4月～平成30年3月)

役職	所属団体・役職	氏名	備考
部会長	秩父別町住民課主幹	斉藤直美	2年交替
副部会長	深川医師会副会長	松本三樹	吉本病院長
委員	北空知歯科医学会	伊東由紀夫	伊東歯科医院
	北海道薬剤師会北空知支部深川部会	岡安良子	中央病院
	北空知介護支援専門員連絡協議会	佐々木大樹	えんれい草
	北空知区域内介護事業所	畠山美幸	沼田町社協
	深川保健所企画総務課企画主幹	本多信衛	
	妹背牛町健康福祉課主査	南美也子	
	北竜町住民課保健指導係長	神薮早智	
	沼田町保健福祉課主査	渡辺正人	

	(深川市高齢者支援課地域包括支援係主査) 深川市高齢者支援課地域包括支援係	(梶 修 司) 立 川 智 章	
事 務 局	北空知地域医療介護連携支援センター		
	深川市立病院地域連携室主幹	(吉 田 博 昭) 武 井 博 道	
	深川市立病院地域連携室地域連携係主任	尾 中 康 晴	

※()内は旧委員氏名、____は新委員氏名

4. 年間スケジュール(案)

平成29年度 医療・介護情報共有支援部会年間スケジュール(素案)		
年月日	項目	内容
5月11日	第1回運営会議開催	部会長→部会の議案説明
6月13日	第1回協議会議開催	部会長→部会の議案説明
6月	第1回部会開催	(1) 地域の医療・介護資源の把握 ①ガイドブック様式検討・確認・配布 (2) 医療・介護関係者の情報共有の支援 ①既存の情報共有ツールの確認について ②新たな情報共有ツールの導入に向けて ③救急安心カードの普及啓発に向けての対応策の検討
未定	第2回運営会議開催	部会長→部会事業の進捗状況説明
9月	第2回部会開催	(1) 医療・介護関係者の情報共有の支援 ①新たな情報共有ツールの導入に向けて ②救急安心カードの普及啓発に向けての対応策の検討
11月～12月	第3回部会開催	(1) 医療・介護関係者の情報共有の支援 ①新たな情報共有ツールの導入に向けて ②救急安心カードの普及啓発に向けての対応策の検討
未定	第3回運営会議開催	部会長→部会事業の進捗状況説明
2月～3月	第4回部会開催	(1) 医療・介護関係者の情報共有の支援 ①新たな情報共有ツールの導入に向けて ②救急安心カードの普及啓発に向けての対応策の検討 (2) H28事業報告及びH29事業計画について

※部会開催前には、部会長と事務局との打ち合わせを行う。

※部会及び北空知ケアマネ連協の選抜メンバーによる小部会を設置し、情報共有ツールの導入検討を行っていききたい。

II 退院調整・在宅生活支援部会

平成28年度事業報告

1. 担当項目

(1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

① 切れ目なく在宅医療と在宅介護を提供するための体制づくりの検討

○急変時診療体制の検討 ○夜間・休日診療体制の検討 ○在宅での支援体制の検討

(2) 医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整

① 「北空知地域医療介護連携支援センター」の設置と運営

② 相談コーディネーター（看護師、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員など実務経験を有する人材）の配置

③ 各市町地域包括支援センターからの医療・介護連携に関する事項の相談の受付（地域住民からの相談は、従来どおり各市町の地域包括支援センターが行うが、直接センターへの相談も受け付けることとする。）

④ 退院の際の医療及び介護関係者との連携調整と相互の紹介、他圏域病院との連携調整

⑤ 訪問看護等在宅サービスとの連携・調整

⑥ 認知症施策の検討

2. 平成28年度事業計画

(1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

① 地域の介護の提供状況について、情報の確認と整理

② 切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築のために必要な取組みの検討

(2) 医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整

① 北空知地域医療介護連携支援センターの設置と運営方針の設定

② 相談業務の開始

③ 北空知地域医療介護連携支援センター設置の周知（圏域内医療・介護関係者への周知のためのパンフレット作成、各市町広報紙への掲載依頼等）

④ 相談窓口担当者の地域ケア会議への出席（関係者間の連携構築）

⑤ 訪問看護等在宅サービスとの連携・調整

⑥ 認知症施策の検討～部会内に検討部会を設け調査研究・検討を行う。

3. 部会構成員(平成28年6月～平成29年3月)

役職	所属団体・役職	氏名	備考
部会長	妹背牛町健康福祉課主幹	河野和浩	2年交替
副部会長	深川保健所企画総務課企画主幹	本多信衛	
委員	深川医師会副議長	児島俊一	
	北海道薬剤師会北空知支部深川部会	神戸真希	なの花薬局
	北空知介護支援専門員連絡協議会	今田裕之	清祥園

	深川地域訪問看護ステーション	原 田 順 子	
	北空知区域内介護事業所	山 崎 雄 大	りふれ
	深川地区消防組合深川消防署指令救急課 救急救助係長兼指令係主査	柴 田 和 宏	
	深川保健所企画総務課主査	佐 藤 一 美	
	秩父別町住民課主査	太 田 祥 予	
	北竜町住民課介護保険係	島 影 奈保子	
	沼田町保健福祉課保健師	深 尾 知 未	
	深川市健康福祉課課長補佐	本 多 孝 二	
	深川市高齢者支援課地域包括支援係	小鍛治 真由美	
事 務 局	北空知地域医療介護連携支援センター		
	深川市立病院地域連携室長	村 澤 眞由美	
	深川市立病院地域連携室副室長	坂 井 良 江	
	深川市立病院地域連携室地域連携係主任	佐 藤 恵 里	

4. 関係会議等開催状況

【平成28年6月3日（金）準備会議開催】

協議等内容は、平成28年6月7日（火）開催の医療・介護情報共有支援部会準備会議と同様です。

【平成28年8月17日（水）第1回部会開催】

1. 確認・協議事項

(1) 平成28年度事業計画

ア 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進・・・資料1

(ア) 地域の介護の提供状況について、情報の確認と整理

(イ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築のために必要な取組みの検討

上記について、説明・協議・確認。

イ 医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整・・・資料1

(ア) 北空知地域医療介護連携支援センターの設置と運営方針の設定

(イ) 相談業務の開始

(ウ) 北空知地域医療介護連携支援センター設置の周知（圏域内医療・介護関係者への周知のためのパンフレット作成、各市町広報紙への掲載依頼等）・・・資料2・3・4

(エ) 相談窓口担当者の地域ケア会議への出席（関係者間の連携構築）

(オ) 訪問看護等在宅サービスとの連携・調整

(カ) 認知症施策の検討～部会内に検討部会を設け調査研究・検討を行う。・・・資料5

上記について、説明・協議・確認。

【平成29年3月23日（木）第2回部会開催】

1. 確認・協議事項

- (1) 北空知地域医療介護確保推進協議会等住民周知パンフレット（案）について（資料1）

※多職種連携・地域啓発部会が発行する「住み慣れたまちで安心して暮らすために」（別冊）と同時に、4月に1市4町において全戸配布します。

上記について、報告・確認。

- (2) 在宅医療・在宅介護に関する住民へのアンケート調査（案）について（資料2）

※アンケートに関するご意見は、4月7日（金）までに事務局吉田までお願いいたします。

上記について、説明・協議・確認。

- (3) 部会担当事業に係る検討項目の確認と課題整理について（資料3）

ア 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

イ 医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整

ウ 認知初期集中支援チーム設置事業

上記について、説明・協議・確認。

- (4) H28 事業報告及びH29 事業計画について（資料4）

上記について、説明・協議・確認。

5 平成28年度事業の進捗状況

(1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

①地域の介護の提供状況について、情報の確認と整理～**確認、整理中。**

②切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築のために必要な取組みの検討～**協議・検討中。**

(2) 北空知医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整

①北空知地域医療介護連携支援センターの設置と運営方針の設定～**7月1日にセンター開設。運営方針は、センターホームページに掲載。**

②相談業務の開始～**センターホームページにおいて周知済み。**

③北空知地域医療介護連携支援センター設置の周知（圏域内医療・介護関係者への周知のためのパンフレット作成、各市町広報紙への掲載依頼等）～**住民向けパンフレットを配布済み。医療・介護関係者へは、11月18日開催の多職種合同研修会&交流会で周知を図ることが出来たので、今後は、センターを活用していただくための方策を検討。**

④相談窓口担当者の地域ケア会議への出席（関係者間の連携構築）～**深川市開催の地域ケア会議へは定期に参加したが、各町開催のケア会議への参加があまりできなかったことから、平成29年度は積極的な参加を図っていく。**

⑤訪問看護等在宅サービスとの連携・調整～**センター職員が随時対応。**

⑥認知症施策の検討～部会内に検討部会を設け調査研究・検討を行う。～**協議・検討中。**

平成29年度事業計画(案)

1. 担当項目

(1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

①切れ目なく在宅医療と在宅介護を提供するための体制づくりの検討

○急変時診療体制の検討 ○夜間・休日診療体制の検討 ○在宅での支援体制の検討

(2) 医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整

①「北空知地域医療介護連携支援センター」の設置と運営

②相談コーディネーター（看護師、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員など実務経験を有する人材）の配置

③各市町地域包括支援センターからの医療・介護連携に関する事項の相談の受付（地域住民からの相談は、従来どおり各市町の地域包括支援センターが行うが、直接センターへの相談も受け付けることとする。）

④退院の際の医療及び介護関係者との連携調整と相互の紹介、他圏域病院との連携調整

⑤訪問看護等在宅サービスとの連携・調整

⑥認知症施策の検討

2. 平成29年度事業計画

(1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ①地域の介護の提供状況について、情報の確認と整理
- ②切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築のために必要な取組みの検討
- (2)医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整
 - ①北空知地域医療介護連携支援センターの設置と運営方針の設定
 - ②相談業務の開始
 - ③北空知地域医療介護連携支援センター設置の周知（圏域内医療・介護関係者への周知のためのパンフレット作成、各市町広報紙への掲載依頼等）
 - ④相談窓口担当者の地域ケア会議への出席（関係者間の連携構築）
 - ⑤訪問看護等在宅サービスとの連携・調整
 - ⑥認知症施策の検討～部会内に検討部会を設け調査研究・検討を行う。

3. 部会構成員(平成29年4月～平成30年3月)

役 職	所属団体・役職	氏 名	備 考
部 会 長	(妹背牛町健康福祉課主幹) 妹背牛町健康福祉課長	河 野 和 浩	2年交替
副部会長	深川保健所企画総務課企画主幹	本 多 信 衛	
委 員	深川医師会副議長	児 島 俊 一	
	北海道薬剤師会北空知支部深川部会	神 戸 真 希	なの花薬局
	北空知介護支援専門員連絡協議会	今 田 裕 之	清祥園
	深川地域訪問看護ステーション	原 田 順 子	
	北空知区域内介護事業所	山 崎 雄 大	りぶれ
	深川地区消防組合深川消防署指令救急課 救急救助係長兼指令係主査	柴 田 和 宏	
	深川保健所企画総務課主査	佐 藤 一 美	
	秩父別町住民課主査	太 田 祥 予	
	北竜町住民課介護保険係	島 影 奈保子	
	沼田町保健福祉課保健師	深 尾 知 未	
	深川市健康福祉課課長補佐	本 多 孝 二	
	深川市高齢者支援課地域包括支援係	(小鍛冶 真由美) 和 田 奈津美	
事 務 局	北空知地域医療介護連携支援センター		
	深川市立病院地域連携室長	村 澤 眞由美	
	深川市立病院地域連携室主幹	武 井 博 道	事務局員追加
	深川市立病院地域連携室副室長	坂 井 良 江	
	深川市立病院地域連携室地域連携係主任	佐 藤 恵 里	

4. 年間スケジュール(案)

平成29年度 II 退院調整・在宅生活支援部会年間スケジュール(案)		
年月日	項目	内容
4月～3月	【事務局】	相談業務対応 1市4町での地域ケア会議への出席
5月11日	第1回運営会議開催	部会長→部会の議案説明
6月13日	第1回協議会議開催	部会長→部会の議案説明
6月	第1回部会開催	(1)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ①地域の介護等の提供状況について、情報の確認と整理について検討 ②切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築のために必要な取組みの検討 (2)医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整 ①相談業務内容検討 ②北空知地域医療介護連携支援センターの周知(圏域内医療・介護関係者への周知のためのパンフレット、センターHP、各市町広報紙への掲載依頼等)内容の確認
未定	住民アンケート調査発送	1市4町と協議し、調査対象者の選定などを実施。
未定	第2回運営会議開催	部会長→部会事業の進捗状況説明
9月	第2回部会開催	(1)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ①地域の介護等の提供状況について、情報の確認と整理について検討 ②切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築のために必要な取組みの検討 (2)医療介護連携支援センターの運営と相談の受付、関係者の連携と調整 ①相談業務内容検討 ②北空知地域医療介護連携支援センターの周知(圏域内医療・介護関係者への周知のためのパンフレット、センターHP、各市町広報紙への掲載依頼等)内容の確認
11月～12月	第3回部会開催	(1)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ②切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築のために必要な取組みの検討
未定	第3回運営会議開催	部会長→部会事業の進捗状況説明
2月～3月	第4回部会開催	H29事業報告及びH30事業計画について

※部会開催前には、部会長と事務局との打ち合わせを行う。

平成29年度 北空知地域医療介護連携支援センター体制

役 職	所属団体・役職	氏 名	担当部会等
センター長	深川市立病院副院長	新居利英	センター業務統括
センター長代理	深川市立病院事務部長	吉田博昭	センター長の職務代行
副センター長	深川市立病院地域連携室長	村澤真由美	運営会議 退院調整・在宅生活支援部会 多職種連携・地域啓発部会
	深川市立病院管理課長	高田光徳	運営会議 多職種連携・地域啓発部会
事務局長	深川市立病院地域連携室主幹	吉田博昭 武井博道	運営会議（主担当） 医療・介護情報共有支援部会 退院調整・在宅生活支援部会 地域リハビリテーション活動支援事業
事務局次長	深川市立病院地域連携室 副室長	高田光徳	運営会議 多職種連携・地域啓発部会 地域リハビリテーション活動支援事業
	深川市立病院地域連携室 副室長	坂井良江	退院調整・在宅生活支援部会
事務局員	深川市立病院地域連携室 地域連携係主査	赤松充敏	多職種連携・地域啓発部会 地域リハビリテーション活動支援事業
	深川市立病院地域連携室 地域連携係主任	佐藤恵里	退院調整・在宅生活支援部会
	深川市立病院地域連携室 地域連携係主任	尾中康晴	運営会議 医療・介護情報共有支援部会

Ⅲ 多職種連携・地域啓発部会

平成28年度事業報告

1. 担当項目

- (1) 医療・介護関係者の研修会の実施
 - ① 深川保健所による多職種合同研修会の引き継ぎと事業実施
 - ② 医療・介護関係者を対象とした多職種研修会の実施
 - ・ 関係団体の研修事業等との連携と活用による研修会の企画立案
 - ・ 各市町地域ケア会議等の活用による研修会の検討と実施
 - ③ 地域リハビリテーション活動支援事業の活用
- (2) 地域住民への普及啓発
 - ① 在宅医療や介護などについての講演会等の開催
 - ・ 保健所または各市町での事業等を活用することとし、具体的な実施内容及び役割分担等について検討
 - ・ 高齢者虐待の未然防止や早期発見への啓発事業の実施検討
 - ② 在宅医療や介護に関する内容の各市町広報誌やホームページへの掲載依頼

2. 平成28年度事業計画

- (1) 医療・介護関係者の研修会の実施
 - ① 多職種合同研修会の計画案の作成と実施
 - ② 地域内の研修事業の把握による共同開催等の検討
 - ③ 研修会の開催に際してのアンケート実施
 - ④ 地域リハビリテーション活動支援事業の活用～部会内に担当者による事業調整会議を設け、リハビリテーション専門職の派遣調整を行う。
- (2) 地域住民への普及啓発
 - ① 地域住民向けの講演会計画案の作成と実施
 - ・ 在宅医療や介護サービスに関する内容を検討
 - ・ 在宅医療、介護で受けられるサービス内容や利用方法等について住民向けのパンフレット、リーフレット等の作成と配布
 - ・ 高齢者虐待に対する地域住民の理解を深める内容についても検討

3. 部会構成員(平成28年6月～平成29年3月)

役 職	所属団体・役職	氏 名	備 考
部 会 長	北竜町住民課主幹兼介護保険係長	南 祐美子	2年交替
副部長	北空知介護支援専門員連絡協議会	桑 原 薫	幸鐘会
委 員	深川医師会理事	代 田 剛	
	北空知歯科医会長	伊 東 由紀夫	伊東歯科医院
	北海道薬剤師会北空知支部深川部会	岡 安 哲 男	深川市立病院
	北空知区域内介護事業所	及 川 雅 裕	GH 碧水
	深川市介護者と共に歩む会会長	北 本 清 美	

	深川保健所企画総務課主査	佐藤 一美	
	妹背牛町健康福祉課主査	野本 里恵	
	秩父別町住民課保健師	池田 有里恵	
	沼田町保健福祉課主査	山下 広大	
	深川市高齢者支援課地域包括支援係主査	北垣 千絵	
事務局	北空知地域医療介護連携支援センター		
	深川市立病院地域連携室長	村澤 眞由美	
	深川市立病院地域連携室副室長	高田 光徳	
	深川市立病院地域連携室地域連携係主査	赤松 充敏	

4. 関係会議等開催状況

【平成28年6月9日（木）準備会議開催】

協議等内容は、平成28年6月7日（火）開催の医療・介護情報共有支援部会準備会議と同様です。

【平成28年8月8日（月）第1回部会開催】

1. 協議事項

(1) 医療・介護関係者の研修会について

①多職種合同研修会の実施 P2～6P

検討時期：平成28年7月中旬～8月中旬

実施時期：平成28年11月～12月

- ア. 各団体の研修事業の把握による共同開催等を検討
- イ. 各市町の地域ケア会議を活用した研修会を検討
- ウ. 研修会開催時のアンケート実施

②地域リハビリテーション活動支援事業の活用 P7

ア. 部会内に担当者による事業調整会議を設け、リハビリテーション専門職の派遣調整を検討する。※現状は、インターネット上でスケジュール管理ソフト（りざぶ郎）を利用。

(2) 地域住民への普及啓発について

①地域住民向けの講演会の実施

検討時期：平成28年7月中旬～8月中旬

実施時期：平成28年11月上旬～2月中旬

- ア. 在宅医療や介護サービスに関する内容を検討

②住民向けパンフレット、リーフレット等の作成・配布

検討時期：平成28年7月中旬～8月中旬

実施時期：平成28年9月上旬～10月上旬

上記について、説明・協議・確認。

【平成28年9月9日（金）第2回部会開催】

1. 協議事項

(1) 医療・介護関係者の研修会について

①多職種合同研修会の実施

- ・（前回案）昨年度の保健所主催研修会の講師に依頼。

事例紹介とグループワークの充実

- ・（別案）協議会の第1回研修会として、セレモニー的位置づけで開催する。

①厚生労働省「在宅医療介護連携推進事業」の担当者へ依頼・・・P1～P4

在宅医療・介護連携推進に関する全国事例の紹介など

②北空知地域医療介護確保推進協議会設立の経緯や目的について報告

支援センターの役割や北空知の今後の取組みについて説明

開催時期：平成28年11月18日（金）午後6時～8時30分

プラザホテル板倉

・開会の挨拶	
・講演「(仮)在宅医療・介護連携推進に向けた取組みについて」	60分
・北空知の取組みについて(地域医療介護確保推進協議会)	30分
・交流会(会費制、立食形式で懇談)	60分
・閉会の挨拶	

※共催：深川保健所、北空知地域医療介護確保推進協議会、北空知介護支援専門員連絡協議会

主管：北空知地域医療介護連携支援センター（深川市立病院）

上記について、協議・確認。

(2) 地域住民への普及啓発について

①地域住民向けの研修会の実施

- ・各市町の研修会調査の結果・・・P5

②住民向けパンフレットの作成について

実施時期：平成29年3月までに作成

- ・ケアマネ連協のパンフレットをベースに再編集（ケアマネ連協に監修受ける。）し、地域住民研修会等で配布し周知する。※協議会の承諾あり（8/17）

上記について、協議・確認。

(3) その他

- ・関係機関・団体の研修会、講演会等に関する調べ・・・別紙添付

上記について、協議・確認。

【平成29年2月23日（木）第3回部会開催】

1. 協議事項

- (1) 住民啓発用パンフレット（案）について （別添）
2/17 ケアマネ連協役員会にて、内容確認・了承（監修）済み
3月初旬 印刷発注・・・部数（案）
- | | |
|------------|---------|
| 全戸配布 | 15,000部 |
| 各包括センター保管分 | 700部 |
| ケアマネ連協保管分 | 300部 |
- 4月上旬 各市町から全戸配布を実施

上記について、協議・確認。

- (2) H29 多職種合同研修会について （別紙1）
・担当者（1年交代）・・・企画立案・講師等を第1回部会（4月中旬）で提案
・開催趣旨（テーマ）、内容

上記について、協議・確認。

- (3) H29 地域住民向けの講演会について
・H28 開催予定の概要説明（深川市、沼田町）
・H29 の開催方法、内容の設定

上記について、協議・確認。

- (4) H29 地域リハ活動支援事業の集約結果について （別紙2）
・事業調整会議（部会内）の必要性
・未決定部分の報告・・・3月下旬 ⇒ 各市町へ配布
・現状の問題、改善点等について・・・別途、各市町担当者と事務局にて協議

上記について、協議・確認。

- (5) H28 事業報告及びH29 事業計画について （別紙3）

上記について、協議・確認。

5 平成28年度事業の進捗状況

(1) 医療・介護関係者の研修会の実施

- ①多職種合同研修会の計画案の作成と実施
- ②地域内の研修事業の把握による共同開催等の検討
- ③研修会の開催に際してのアンケート実施

～11月18日(金)多職種合同研修会及び合同研修交流会を開催、研修会へは187人、交流会へは121人が参加。②を踏まえ、北空知介護支援専門員連絡協議会及び深川保健所と共催。アンケート実施。詳細は、北空知地域医療介護連携支援センターホームページに掲載。

- ④地域リハビリテーション活動支援事業の活用～部会内に担当者による事業調整会議を設け、リハビリテーション専門職の派遣調整を行う。～随時実施。

～平成29年度の各市町事業予定を調査・取り纏め、事業内容、開催日程等を事前確認した。

(2) 地域住民への普及啓発

- ①地域住民向けの講演会計画案の作成と実施

- ・在宅医療や介護サービスに関する内容を検討
- ・在宅医療、介護で受けられるサービス内容や利用方法等について住民向けのパンフレット、リーフレット等の作成と配布
- ・高齢者虐待に対する地域住民の理解を深める内容についても検討

～住民周知は、各市町の研修会等に合わせて行うこととし、そのメニューは市立病院やケア事業団の「訪問看護師」を活用した内容とすることとし、深川市で3月に開催。

※認知症をテーマに代田医師、立花訪問看護師による講演を実施。

住民啓発用パンフレットは、北空知介護支援専門員連絡協議会が作成したものを参考に、現在の状況に応じた内容に編集し3月中旬に印刷製本終了。翌年度4月に各市町へ全戸配布した。

講演会等で使用出来るようにPowerPointデータも作成済み。

※掲載内容は、北空知介護支援専門員連絡協議会に監修いただき了承を得ている。

高齢者虐待に関しては、次年度以降に協議する。

平成29年度事業計画(案)

1. 担当項目

(1) 医療・介護関係者の研修会の実施

- ① 深川保健所による多職種合同研修会の引き継ぎと事業実施
- ② 医療・介護関係者を対象とした多職種研修会の実施
 - ・ 関係団体の研修事業等との連携と活用による研修会の企画立案
 - ・ 各市町地域ケア会議等の活用による研修会の検討と実施
- ③ 地域リハビリテーション活動支援事業の活用

(2) 地域住民への普及啓発

- ① 在宅医療や介護などについての講演会等の開催
 - ・ 保健所または各市町での事業等を活用することとし、具体的な実施内容及び役割分担等について検討
 - ・ 高齢者虐待の未然防止や早期発見への啓発事業の実施検討
- ② 在宅医療や介護に関する内容の各市町広報誌やホームページへの掲載依頼

2. 平成29年度事業計画

(1) 医療・介護関係者の研修会の実施

- ① 多職種合同研修会の企画立案と実施
- ② 地域内の研修事業の把握による共同開催等の検討
- ③ 研修会の開催に際してのアンケート実施
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業の活用
 - 各市町の事業調査とリハビリテーション専門職の派遣調整

(2) 地域住民への普及啓発

- ① 地域住民向けの講演会の企画立案と実施
 - ・ 在宅医療や介護サービスに関する内容を検討
 - ・ 在宅医療、介護で受けられるサービス内容や利用方法等について、住民啓発用パンフレット配布
各市町ホームページへの掲載依頼（支援センターホームページへのリンク）
 - ・ 高齢者虐待に対する地域住民の理解を深める内容についても検討

3. 部会構成員(平成29年4月～平成30年3月)

役 職	所属団体・役職	氏 名	備 考
部 会 長	(北竜町住民課主幹兼介護保険係長) 北竜町地域包括支援センター長兼住民課長補佐	南 祐美子	2年交替
副部長	北空知介護支援専門員連絡協議会	桑 原 薫	幸鐘会
委 員	深川医師会理事	代 田 剛	
	北空知歯科医学会長	伊 東 由紀夫	伊東歯科医院
	北海道薬剤師会北空知支部深川部会	岡 安 哲 男	深川市立病院
	北空知区域内介護事業所	及 川 雅 裕	GH 碧水
	深川市介護者と共に歩む会会長	北 本 清 美	
	深川保健所企画総務課主査	佐 藤 一 美	
	妹背牛町健康福祉課主査	野 本 里 恵	
	秩父別町住民課保健師	池 田 有里恵	
	(沼田町保健福祉課主査) 沼田町地域包括支援センター(介護支援専門員)	(山 下 広 大) 礪 宏 一	
	深川市高齢者支援課地域包括支援係長主査	北 垣 千 絵	
事 務 局	北空知地域医療介護連携支援センター		
	深川市立病院地域連携室長	村 澤 眞由美	
	(深川市立病院地域連携室副室長) 深川市立病院管理課長	高 田 光 徳	
	深川市立病院地域連携室地域連携係主査	赤 松 充 敏	

※()内は旧委員氏名、____は新委員氏名

4. 年間スケジュール(案)

平成29年度 Ⅲ多職種連携・地域啓発部会年間スケジュール(予定)

年月日	項目	内容
4月上旬	パンフレット全戸配布	住民啓発用パンフレット配布
4月中旬	部会長・事務局打ち合わせ	第1回部会の協議事項等確認
6月中旬	第1回部会開催	(1)医療・介護関係者の研修会の実施 ①多職種合同研修会の企画立案と実施 ②地域内の研修事業の把握による共同開催等の検討 ③研修会の開催に際してのアンケート実施 ④地域リハビリテーション活動支援事業の活用 各市町の事業調査とリハビリテーション専門職の派遣調整 (2)地域住民への普及啓発 ①地域住民向けの講演会の企画立案と実施 ・在宅医療や介護サービスに関する内容を検討 ・各市町ホームページへの掲載依頼(支援センターHPへのリンク)
未定	住民向け講演会の開催	1市4町それぞれの地域での開催を可能な範囲で実施する。
未定	第1回運営会議への参加	部会長及び事務局(必要に応じて出席)
未定	第1回協議会開催	部会長→部会の議案説明
7月中旬	部会長・事務局打ち合わせ	第2回部会の協議事項等確認
7月下旬	第2回部会開催	(1)医療・介護関係者の研修会の実施 ①多職種合同研修会の企画立案と実施 ②地域内の研修事業の把握による共同開催等の検討 ③研修会の開催に際してのアンケート実施 ④地域リハビリテーション活動支援事業の活用 各市町の事業調査とリハビリテーション専門職の派遣調整 (2)地域住民への普及啓発 ①地域住民向けの講演会の企画立案と実施 ・在宅医療や介護サービスに関する内容を検討 ・高齢者虐待に対する地域住民の理解を深める内容についても検討
9月～10月	研修会開催	多職種合同研修会
未定	第2回運営会議への参加	部会長及び事務局(必要に応じて出席)
12月上旬	部会長・事務局打ち合わせ	第3回部会の協議事項等確認
12月中旬	第3回部会開催	(1)医療・介護関係者の研修会の実施 ①多職種合同研修会の事業報告 (2)地域リハビリテーション活動支援事業の翌年度予定調査
2月中旬	部会長・事務局打ち合わせ	第4回部会の協議事項等確認
2月下旬	第4回部会開催	①次年度、多職種合同研修会の検討 ②地域リハビリテーション活動支援事業の翌年度予定報告 ③H29事業報告及びH30事業計画について ④部会長交代のための選出(各市町で2年交代)
未定	第3回運営会議への参加	部会長及び事務局(必要に応じて出席)
4月中旬	部会長・事務局打ち合わせ	第1回部会の協議事項等確認
4月下旬	第1回部会	(1)医療・介護関係者の研修会の実施 ①多職種合同研修会の企画立案と実施 (2)地域住民への普及啓発 ①地域住民向けの講演会の企画立案と実施
未定	第1回運営会議への参加	部会長及び事務局(必要に応じて出席)
未定	第1回協議会開催	

北空知地域リハビリテーション活動支援事業

平成28年度 北空知地域リハビリテーション活動支援事業活動件数							
	訪問	通所	地域ケア会議	サロン等	研修会等	その他	計
4月							
深川市	1	3	1	1			6
妹背牛町		1	1				2
秩父別町				1		1	2
北竜町		1	1				2
沼田町	1	1	1				3
計	2	6	4	2	0	1	15
5月							
深川市			1				1
妹背牛町			1			1	2
秩父別町						2	2
北竜町	1		1				2
沼田町			1	2			3
計	1	0	4	2	0	3	10
6月							
深川市	2		1	2			5
妹背牛町	2		1				3
秩父別町	1		1	1			3
北竜町	1		1			1	3
沼田町	1		1	2	1		5
計	7	0	5	5	1	1	19
7月							
深川市	1		1	2			4
妹背牛町	1	1	1				3
秩父別町	1			1		1	3
北竜町	2		3			1	6
沼田町			1				1
計	5	1	6	3	0	2	17
8月							
深川市	1		1	1			3
妹背牛町	1		1				2
秩父別町	1			1		1	3
北竜町		1	1				2
沼田町		1					1
計	3	2	3	2	0	1	11
9月							
深川市		1	3				4
妹背牛町	2		2				4
秩父別町	2			1	1	1	5
北竜町		1	1				2
沼田町	2	1	1				4
計	6	3	7	1	1	1	19
10月							
深川市			1	1			2
妹背牛町			1				1
秩父別町	2					2	4
北竜町	3					2	5
沼田町	3						3
計	8	0	2	1	0	4	15
11月							
深川市	3	1	2				6
妹背牛町	2		2				4
秩父別町							0
北竜町	2	1	3				6
沼田町	1	1	1	2			5
計	8	3	8	2	0	0	21
12月							
深川市	11		1				12
妹背牛町	1						1
秩父別町	3					1	4
北竜町	1		1		1		3
沼田町	1						1
計	17	0	2	0	1	1	21
1月							
深川市	2		1	1			4
妹背牛町	2		1				3
秩父別町	2		2				4
北竜町	1	1	2				4
沼田町			1				1
計	7	1	7	1	0	0	16

2月	訪問	通所	地域ケア会議	サロン等	研修会等	その他	計
深川市	6		1	2		2	11
妹背牛町	1		1				2
秩父別町	1					1	2
北竜町	2	1	2			1	6
沼田町				1			1
計	10	1	4	3	0	4	22
3月	訪問	通所	地域ケア会議	サロン等	研修会等	その他	計
深川市	6		2	1	1	3	13
妹背牛町	2		1				3
秩父別町	1		1	1		1	4
北竜町	1					1	2
沼田町			1				1
計	10	0	5	2	1	5	23
累計	訪問	通所	地域ケア会議	サロン等	研修会等	その他	計
深川市	33	5	16	11	1	5	71
妹背牛町	14	2	13	0	0	1	30
秩父別町	14	0	4	6	1	11	36
北竜町	14	6	16	0	1	6	43
沼田町	9	4	8	7	1	0	29
計	84	17	57	24	4	23	209

赤松作業療法士のコメント

- 当面、一人ひとりのリハ介入を通して、その人の目標達成に向けた意味ある支援サービスの提供を共有し、機能効果・生活変化があることを支援スタッフに実感してもらい、他者に波及することを目標に活動している。
- 各市町の地域包括支援センターの事情や規模が異なるため、当事業をどう有効活用するか模索している段階であるが、各市町の保健師や事業所担当者の情報交換の機会が少ないようなので、他市町の取組を紹介し、参考にしてもらいたい。しかし、各市町の取組は同じではなく、その市町らしい取組があるので、リハ専門職も臨機応変に対応する考え。

【良かった点】

- ・当事業で定期的に介入・指導してくれて支援スタッフは心強い。サービス担当者会議にリハ専門職が介入し、介入効果の検証や次回の目標設定など、その人にあった自主トレや介護方法を多職種で話し合い、共有できる。(戸別訪問・通所事業所)
- ・残存能力を活かした移動方法など事例を交えて提案した研修会では、スタッフだけでは思い浮かばない方法だった。視点が違う。明日から生活場面で実践できるなどの反応。(研修会)
- ・サロン・老人クラブでは体操指導の依頼が多いが、自助の大切さと他者との交流が共助を高めることの重要性を伝えている。
- ・事例検討会でリハ視点での評価点と介入方法を提案。(地域ケア会議)

【課題】

- ・介護支援専門員からの依頼が少ない。本人や家族が希望する「～したい」に目を向けたリハビリ介入がイメージされていない。
- ・画一的なプログラム提供(体操・脳トレ・レク)で終了する施設が多い。事業所によって、個々への取組意識が大きく異なる。

北空知認知症施策担当者会議

認知症初期集中支援チームについては、1市4町が協同で実施するかどうか、継続協議となっていたことから、担当部会である、Ⅱ部会において、担当者会議を開催してきたものです。

なお、担当者会議を経て、1市4町地域医療・介護担当課長等会議を開催しています。

【平成28年7月22日（金）第2回担当者会議開催 ※第1回目は、H28.1.13開催】

1. 確認・協議事項

(1) 第1回担当者会議（H28.1.13開催）時の各市町の状況及び現在の状況について

妹背牛町（H28.1.13）

H27.12.1チームを設置～チーム員は、山崎医師・河野主幹・保健師。医師への報酬は1回1万円、チーム員会議はクリニックで開催。妹背牛診療所の次期医師がサポート医であれば、山崎医師から変更する考え。

【現在の状況等】

沼田町（H28.1.13）

サポート医は、町立沼田厚生クリニック鳥本院長に依頼予定。鳥本院長が不可の状況であれば、山崎医師への依頼を検討。地域包括支援センター職員での編成を予定。

共同実施は、負担金と事業内容により判断するが、高額な負担となるようであれば単独実施を継続する考え。

認知症判定機器導入。脳トレ教室開催。認知症サポーターのスキルアップ研修を実施して、地域で認知症患者を支える体制づくりを目指す。

サポート医・チーム員研修費用については、補正対応を予定。

【現在の状況等】

北竜町・秩父別町（H28.1.13）

チームの業務は、包括がこれまで実際にやっている業務であり、早急に設置をしなければならないとは考えていない。単独での実施は困難と考えている。

【現在の状況等】

深川市（H28.1.13）

連携事業の枠組みを活かして市立病院への委託で看護師1名、市包括より1名、という考え。費用面（病院への負担金）では、専従の必要はないと考えており1人工ではなく応分の負担が適当（市立病院とは協議を行っていない）。

サポート医研修への勧奨については、個別の打診はしていないが、保健所と相談している。

【現在の状況等】

上記について、説明・協議・確認。

その他確認等事項（H28.1.13）

- ・北竜町診療所浦本所長については、サポート医研修受講までは至らないと思われる。
- ・一部委託の場合における費用も含め、どの方式が望ましいのかが論点になる。
- ・市町いずれも、認知症地域支援推進員の設置には至っていない。

上記について、説明・協議・確認。

【平成28年8月29日（月）第3回担当者会議開催】

1. 確認・協議事項

(1) 第2回会議（H28.8.29開催）を踏まえ、認知症初期集中支援チームの一部広域事業としての取り組みに係る各市町の方向性について

(2) 平成29年度以降の、認知症初期集中支援チームの一部広域事業としての取り組み体制について

ア 参加市町について

イ 実施時期について

ウ タイムスケジュールについて

エ 業務マニュアルの作成について

オ 負担金等について

(ア) サポート医（3人分）研修会参加費用等・・・深川市負担

・研修費 @50,000円×3人=150,000円

・報償費 @60,000円×3人=180,000円

・旅費 @14,460円×3人= 43,380円

計 373,380円

(イ) サポート医への報酬について

(ウ) 連携支援センターから派遣される看護職への報酬について

カ その他

(ア) 1市4町での取り組みとならない場合（1市3町或いは1市2町での取り組みとなる場合）、「北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書」第7条第2号の規定から除外され、センター事業に合致しない（委託事業とはならない。）ことに対し、整理が必要。（地域医療・介護担当課長等会議）

（地域医療介護連携支援センター事業）

第7条 関係市町は、次に掲げる事業を深川市立病院に委託するものとする。

(2) 前号を除く介護保険法第115条の45に規定する事業（地域支援事業）のうち関係市町が広域事業として実施する事業

上記について、説明・協議・確認。

【平成28年10月26日（水）（1市4町）地域医療・介護担当課長等会議開催／事務局：深川市】

1. 協議事項

(1) 認知症初期集中支援チームの共同設置について

①北空知認知症初期集中支援推進事業について（資料1）

②実施要綱（案）（資料2）

③委託契約書（案）（資料3）

④活動マニュアル（案）（資料4）

上記について、説明・協議・確認。

平成29年度認知症初期集中支援チームの共同実施について

10月26日(水)開催の1市4町地域医療・介護担当課長等会議において、事業の共同実施を確認。

サポート医は、

深川内科クリニック 山崎 充 先生
 吉本病院 松本 三樹 先生
 東ヶ丘病院 工藤 静華 先生
 深川市立病院(嘱託医) 代田 剛 先生
 町立沼田厚生クリニック 鳥本 勝司 先生 以上、5名を確保。

報酬は、1回9,900円(税込)

なお、チーム内専門職(医師1名、保健師・看護師・作業療法士・社会福祉士等2名-計3名)に不足が生じる場合は、北空知地域医療介護連携支援センターより、看護職を派遣。

派遣費用は、初回訪問時10,800円(税込、2時間以内)、2回目以降5,400円(税込、1時間以内)等。

1市4町において、「認知症初期集中支援推進事業実施要綱」「認知症初期集中支援チーム員専門職派遣業務委託契約書」「認知症初期集中支援チーム活動マニュアル」を整備しました。

平成28年度 北空知認知症サポート医研修会派遣費用 決算

1. サポート医研修会派遣費用内訳

サポート医	研修会費	旅費(宿泊費)	報酬費(2日間)	計
吉本病院 松本医師	50,000円	14,460円	19,800円	84,260円
東ヶ丘病院 工藤医師	50,000円	14,460円	19,800円	84,260円
深川市立病院 代田医師	50,000円	14,460円	19,800円	84,260円
沼田厚生病院 鳥本医師	50,000円	14,980円	19,800円	84,780円
計	200,000円	58,360円	79,200円	337,560円

2. 1市4町負担金額内訳

深川市	妹背牛町	秩父別町	北竜町	沼田町	計
67,512円	67,512円	67,512円	67,512円	67,512円	337,560円

深川市認知症初期集中支援チーム活動マニュアル

1. 認知症初期集中支援チームとは

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

【根拠法令等】

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号

【訪問支援対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人で、以下のア、イのいずれかの基準に該当する者。

ア、医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない者
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない者
- (エ) 診断されたが介護サービスが中断している者

イ、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

【チーム員の配置】

チーム員は地域包括支援センターに配置し、以下のアを満たす専門職2名以上、イを満たす専門医1名（委託）の計3名以上の専門職にて編成する。

ア、以下の要件をすべて満たす者2名以上とする。

- ・保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- ・認知症ケアや在宅ケア等の実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者
- ・国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。

ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

イ、日本老年精神医学界若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。

- ・日本老年精神医学会若しくは、日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑

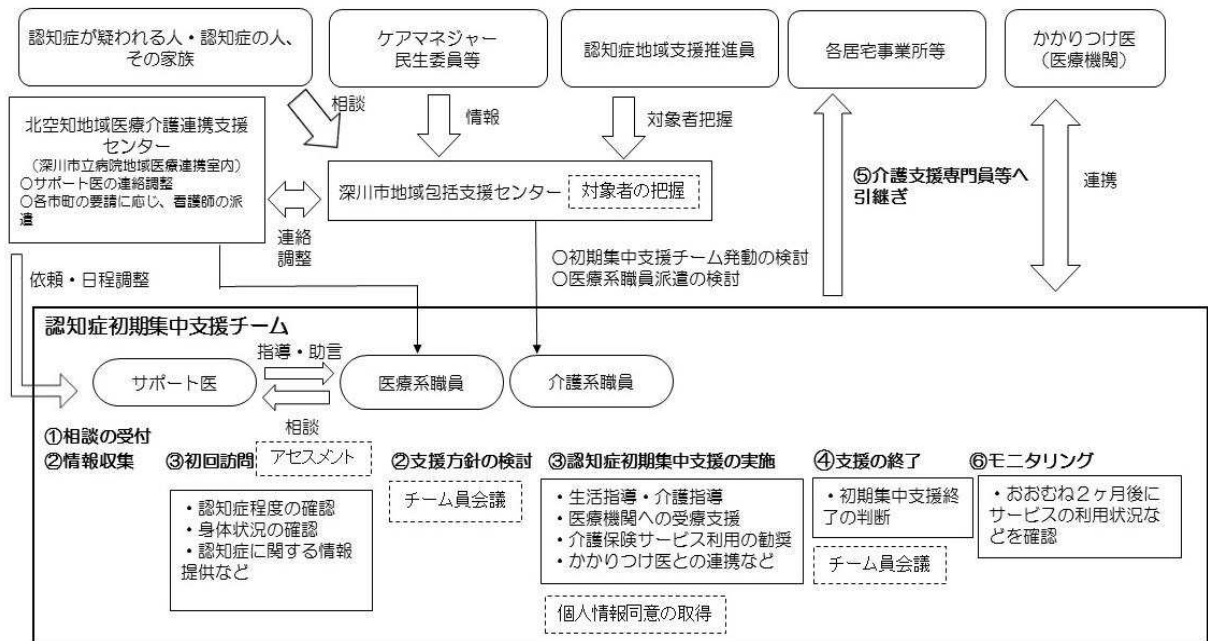
別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの

- ・ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

【活動内容】

- ① 普及啓発推進事業
- ② 認知症初期集中支援の実施
 - ア、訪問支援対象者の把握
 - イ、情報収集
 - ウ、アセスメント
 - エ、初回家庭訪問の実施
 - オ、チーム員会議の開催
 - カ、初期集中支援の実施
 - キ、チームでの訪問活動等における関係機関等との連携
 - ク、初期集中支援の終了とその後のモニタリング
 - ケ、初期集中支援に関する記録
- ③ 「認知症初期集中支援チーム検討委員会」の設置

2. 認知症初期集中支援チーム業務の流れ



【認知症初期集中支援のフローチャート】

業務の実施に当たっては、「認知症初期集中支援チーム員研修テキスト」(国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)及び深川市認知症初期集中支援推進事業実施要綱ならびに本マニュアルを参考とすること。

- ① 広報・普及啓発活動：市の広報誌やHPへの掲載等広く周知に務める
- ② 訪問支援対象者の把握、相談の受付：相談窓口は、地域包括支援センター
 - ・認知症の人の家族等、地域住民、関係機関等からの相談をチームに引き継ぐ
 - ・相談を受付ける際は、支援対象者条件に合っているか確認を行う
 - ・相談者の状況により、優先順位を付けて対応する
- ③ 情報収集：チーム員または地域包括支援センター職員
 - ・相談受付時に得た情報に加え、関係者等へ情報収集を行う
- ④ 初回訪問：チーム員、関係機関
 - ・原則、医療系1名、介護系1名のチーム員2名で実施する。(おおむね2時間以内)必要に応じ、北空知地域医療介護看護師の派遣を受け訪問する。
 - ・初回訪問において行うべき内容は、以下(ア)～(エ)があげられる

■帳票番号①対象者把握チェック票

■帳票番号②相談受付票

- (ア) 支援チームの役割と計画的関与を行うことの説明
(イ) 基本的な認知症に関する正しい情報の提供
(ウ) 専門医療機関への受診や介護保険サービスの利用が、本人、家族にとってメリットのあることについて説明
(エ) 訪問支援対象者及び家族の心理的サポートと助言など

⑤ アセスメント：チーム員

- ・アセスメントシート等を活用し、認知症の総合アセスメントを行い、本人の心身の状態や生活状況に関する情報を収集する。
- ・初回のアセスメントで最低限収集すべき情報として「認知症が疑われるか否か」「緊急を要する課題はないか」がある。
- ・アセスメントのための基本ツールは、以下①～④があげられる。
- ・以下についての記入は、チーム員である地域包括支援センターの職員が行う。

①地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート（DASC）	■帳票番号③-ア
②認知症行動障害尺度	■帳票番号③-イ
③Zarit 介護負担尺度日本語版の短縮版	■帳票番号③-ウ
④身体の様子チェック票	■帳票番号③-エ

⑥ チーム員会議の準備：チーム員

- ・初回家庭訪問後には、必ずチーム員会議を開催することが必要となり、実際に初期集中支援を実施した後においても、適宜、必要に応じて開催する。
- ・チーム員会議は、要支援者ごとに随時開催する。
- ・チーム員は、チーム員会議を開催する場合、開催日の概ね 1 週間前までに北空知地域医療介護連携センター（以下、連携センター）へ開催希望日の連絡とサポート医の参加について調整依頼を行う。
- ・連携センターは、サポート医にチーム員会議開催の連絡、参加の調整を行い、チーム員に連絡をする。
- ・チーム員は、チーム員会議対象者のアセスメントシートなど下記の帳票等「初期集中支援計画」の立案に必要な資料を、会議開催の概ね 2 日前までにチーム員と認知症サポート医に渡しておく。

■帳票番号①対象者把握チェック票
■帳票番号②相談受付票
① 地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート（DASC）
② 認知症行動障害尺度
③ Zarit 介護負担尺度日本語版の短縮版
④ 身体の様子チェック票
■その他必要な資料

⑦ 初回のチーム員会議の開催：チーム員、認知症サポート医、関係機関

- | |
|---------------------------------|
| ① チーム員から対象者の概要説明及び各アセスメントツールの結果 |
| ② 質疑応答 |
| ③ 会議参加者全員で支援策を各自提案 |
| ④ 支援目標、支援計画、役割分担の検討し決定 |

- ・チーム員は、以下の項目について簡潔に対象者の概要を説明する。

- ① 氏名、年齢、性別、相談ルート、相談の目的
- ② 初回訪問日、本人面会の有無、本人と家の状況、初期集中支援計画及びチーム関与に関する本人・家族の同意の有無
- ③ 家族の有無、家族の関係性
- ④ かかりつけ医の有無、介護保険の利用状況、各アセスメントツールの結果
- ⑤ その他特に報告が必要な内容など

- ・チーム員会議では、以下の内容について確認し決定を行う。
- ・事前に資料を渡していることから、効率的な会議運営に留意する。

- ① 支援の対象は誰か（本人か家族か）
- ② チームで初期集中支援計画を作成し決定する
- ③ 支援内容と役割分担を確認する
- ④ 近隣住民や民生委員など、本人・家族以外の支援者にどこまで情報提供し、協力を得るかの確認をする
- ⑤ 6カ月間の到達点（ゴール）を決める
- ⑥ 次回会議の時期を決める

- ・チーム員会議は、原則、認知症サポート医の医療機関で開催し、プライバシーに配慮した会議室などで行うこととする
- ・チーム員は、チーム員会議録を作成し、後日、高齢者支援課をつうじ会議参加者

へ

配布する

■帳票番号④チーム員会議録

⑧ 認知症初期集中支援の実施：チーム員、認知症サポート医

- ・認知症初期集中支援の期間は、支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね最長で6か月までとする。
- ・どの程度の頻度で支援が必要かは事例によって異なり、個別事例に応じた支援頻度を設定し、その内容をチーム員会議で確認する必要がある。
- ・初期集中支援の内容は、下記に示す（ア）～（オ）とされており、支援の対象者の状況により適宜、実施されることになる。
- ・チーム員は、支援の経過を記録し、チーム員会議を開催する場合は資料とする。

■帳票番号⑤支援経過記録票

■帳票番号⑨個人情報使用同意説明書

■帳票番号⑩個人情報使用同意書

- (ア) 医療機関への受診や検査が必要な場合は、訪問支援対象者に適切な医療機関の専門医受診に向けた動機付けを行い、継続的な医療支援にいたるまでの支援を行う。
- (イ) 訪問支援対象者の状態像に合わせた適切な介護サービスの利用が可能となるように、必要に応じて介護サービスの利用の勧奨・誘導を行う。
- (ウ) 認知症の重症度に応じた助言
- (エ) 身体を整えるケア
- (オ) 生活環境の改善 など

⑨ 医療機関への受療支援：チーム員

- 本人や家族に、認知症疾患についての基本情報を提供し、医療機関を受診し、診断を受けることの大切さを伝える（パンフレットなどを使用）。その際は、以下の点に留意する。
- 本人が受診の必要性を感じているか、受診の必要性を理解し、受診に協力する家族はいるかなど。
- 受診の際、紹介状が必要な場合は認知症サポート医の協力を得る。

■帳票番号⑥認知症初期集中支援チームについて（医療機関宛て）

⑩ 初期集中支援の終了

- 支援の終了は、支援対象者のそれぞれの支援計画に基づいた、チームとしての遂行業務について、一定程度の目的が達成されたことなどがチーム員会議の場で判断された場合に、終了することとなる。
- 支援終了の基準を下記に示す。

認知症初期集中支援の実施期間は原則 6 か月間とする。ただし、認知症初期集中支援の対象基準のうち

- 基準アについて、医療サービス及び介護サービスの導入が達成された場合
- 基準イについて、BPSDが軽快し、対応上の困難が軽快した場合は、終了としてもよい

- 初期集中支援の終了は、通常、医療・介護サービスへの引継となることが想定されるため、担当する介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で引継を行う。
- 引継を行う際は、基本情報、アセスメント内容、支援目標・内容、これまでの関わりの経過等を、インフォーマルな機関へは口頭で、フォーマルな機関へは書面で行う。

■帳票番号⑦ケース引継連絡票

⑪ 引継ぎ後のモニタリング：チーム員

- 引き継いだ対象者が医療、介護サービスを継続できているかをモニタリングする必要がある。
- モニタリングの方法、間隔はチーム員会議で検討し設定する。確定したものではないが、国が実施したモデル事業では以下に示す内容で実施。

① モニタリングの実施：チーム員

② モニタリングの時期：引継ぎの2か月後

③ モニタリング方法

- 本人宅への訪問の実施
- 引継ぎケアマネジャーへの聞き取り等

④ モニタリング内容

- 経過におけるアセスメントに基づく課題と支援計画の妥当性
- 家族の負担度
- 認知症に関する本人の状態像の変化
- 改善の可能性、残存機能の十分な発揮がなされているか
- 関係機関との情報共有状況等

⇒結果をケアマネジャーに報告、助言

■帳票番号⑧モニタリング記録票

- モニタリング結果から、安定した状況が維持・継続できていることをチーム員会議で確認し、引継ぎ機関への報告、助言をした後に終了とする。

⑫ 記録の保管

- チーム員は、支援対象者に関する情報、観察、評価結果、初期集中支援の内容を記録した書類は5年間保管しておくこと。

⑬ 個人情報の取扱

- チーム員は、個人情報保護法の規定を踏まえ、支援対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑭ 報告

- チーム員は、事業実施報告を行う。

■国、道への報告様式

認知症初期集中支援チーム 様式集

使用目的	帳票番号	帳票名
対象者の把握	①	対象者把握チェック票
相談の受付	②	相談受付票（利用者基本情報）
アセスメント	③	アセスメントシート
		ア 地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート （Dementia Assessment Sheet in Community-based Integrated Care System : DASC）
		イ 認知症行動障害尺度 （Dementia Behavior Disturbance Scale : DBD 13）
		ウ Zarit 介護負担尺度日本語版のうち 8 項目 （Zarit Burden Interview : J-ZBI_8）
エ 身体の様子をチェック票		
チーム員会議	④	チーム員会議録
初期集中支援 の実施	⑤	支援経過記録票
	⑥	認知症初期集中支援チームについて（医療機関宛て）
支援の終了	⑦	ケース引継連絡票
モニタリング	⑧	モニタリング記録票
個人情報取扱	⑨	個人情報使用同意説明書
	⑩	個人情報使用同意書

深川市認知症初期集中支援推進事業実施要綱を次のように定める。

平成29年2月17日

深川市長 山下 貴 史

深川市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号の規定及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした深川市認知症初期集中支援推進事業（以下「事業」という。）の実施に際して、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、深川市とする。ただし、事業の一部を深川市立病院に委託するものとする。

2 深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）は、北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書（以下「協定書」という。）の規定に基づき、各市町で定める認知症初期集中支援事業について連携し、広域的に実施する。ただし、この要綱の規定による事業の実施については、協定書第9条及び第10条の規定は適用しない。

(訪問支援対象者)

第3条 この要綱において、訪問支援対象者は、原則として40歳以上で、在宅で生活しており、かつ家族の訴え等により認知症が疑われる人又は認知症の人で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者又は中断している者で次のいずれかに該当する者

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 継続的な医療サービスを受けていない者
- ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
- エ 介護サービスが中断している者

(2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(実施体制)

第4条 支援チームは、深川市地域包括支援センター（以下「センター」という。）に設置することとし、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が、訪問支援対象者及びその家族を訪問、観察・評価し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

2 支援チームは、センター職員、認知症サポート医、介護事業所等と連携し、情報を共有するものとする。

(認知症初期集中支援チーム員の構成)

第5条 認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という）は、第1号を満たす専門職2名以上、第2号を満たす専門医1名以上の計3名以上で編成する。

(1) 次の要件を全て満たす者

ア 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

イ 認知症ケア実務経験3年以上又は在宅ケア実務経験3年以上を有する者

ウ 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講した者

ただし、チーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していない者の参加も可能とする。

(2) 日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって認知症サポート医である者

(チーム員の役割)

第6条 前条第1号の専門職は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動を行う。

2 前条第2号の専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じて専門職とともに訪問し相談などに対応する。

3 訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問については原則として医療系職員と介護系職員各1名以上の計2名以上で訪問することとする。

(事業内容)

第7条 市は事業として、次に掲げる内容を行うものとする。

(1) 支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動と協力依頼を行う。

(2) 認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

市は、支援チームがセンター経由で訪問対象者に関する情報を入手できるように配慮することとし、チーム員が直接訪問支援対象者に関する情報を知り得た場合においても、センターと情報共有を図るものとする。

イ 情報収集並びに観察及び評価

チーム員は、訪問支援対象者本人の現病歴、既往症、生活情報に加え家族の状況等を情報収集するとともに、初回訪問時に訪問支援対象者本人のほか、家族等のあらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整を行い、認知症の包括的観察・評価を行う。

ウ 初回訪問時の支援

チーム員は、初回訪問時に、訪問支援対象者やその家族に対して、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用効果に関する説明及び心理的サポート及び助言を行う。

エ 専門医を含めたチーム員会議の開催

チーム員は、初回訪問後、訪問支援対象者ごとに観察・評価内容を総合的に確認し、支援の方針や内容、頻度等を検討するため、専門医を含めたチーム員会議を行う。なお、必要に応じて訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、センター職員、関係課職員等の参加を依頼するものとする。

オ 初期集中支援の実施

訪問支援対象者において、医療機関への受診が必要となる場合は、訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善等の初期集中支援を行う。なお、支援期間は、訪問対象者が医療サービス、介護サービス等による安定的な支援に移行するまでの間とし、おおむね6カ月以内とする。

カ 引継ぎ後のモニタリング

チーム員会議において、初期集中支援の終了を判断した場合、センター職員や担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法でセンターへ円滑に引継ぎを行うこととする。また、チーム員会議において、引き継ぎの2ヵ月後に、サービスの利用状況等を評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行うものとする。

キ 記録等の保存

市は、訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の内容等を記録した書類を5年間保存するものとする。

(3) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

市は、認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し、支援チームの設置及び活動状況を検討する。

(事業の委託)

第8条 市は、支援チームの専門職について第2条第1項の規定により一部を深川市立病院に委託するものとする。

2 前項の規定による委託に係る契約の内容は、第2条第2項の規定により、関係市町が協議して定める。

3 市は、支援チームの専門医の活動に対して1日当たり報酬として9,900円を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 チーム員は、事業に関して知り得た個人情報については、深川市個人情報保護条例（平成9年深川市条例第38号）の規定に従い、訪問支援対象者及びその家族個人情報並びにプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

深川市認知症初期集中支援チーム員専門職派遣業務委託契約書

深川市認知症初期集中支援推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項に基づく専門職の業務に関して、深川市（以下「委託者」という。）と深川市立病院（以下「受託者」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 受託者は、委託者の求めに応じ、認知症が疑われる人及び認知症とその家族への早期の支援を実施する認知症初期集中支援チームに対して、要綱第8条第1項に基づき、要綱第5条第1号に掲げる専門職のうち看護師を派遣し、認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）の一員として認知症初期集中支援業務を実施するものとする。

（実施の方法）

第2条 受託者は、要綱、介護保険法（平成9年法律第123号）及び関係法令、及び別紙仕様書等に従い、委託業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、平成29年4月3日から平成30年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 本業務に係る委託料は、次のとおりとする。

摘 要	金 額
要綱第7条第2号ウに該当する派遣委託料。ただし2時間を越える場合、30分につき2,700円を加算する。	10,800円 (内消費税及び地方消費税相当額 800円)
要綱第7条第2号におけるウ以外に該当する認知症初期集中支援への30分当たりの派遣委託料	2,700円 (内消費税及び地方消費税相当額 200円)

2 受託者は、毎月10日までにその前月分の業務報告書（別紙様式1）及び委託料請求書を委託者に提出するものとし、委託者は、受託者からの適法な請求を受理した日から起算して30日以内に受託者へ支払うものとする。

3 委託者の責めに帰すべき理由により、前項の委託料の支払が遅れた場合は、受託者は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その委託料につき、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合、この限りではない。

（業務内容の変更等）

第6条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（機密の保持）

第7条 受託者は、委託業務の処理上、知り得た機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、委託者に書面による承諾を得ることなしに、第三者に開示または漏えいしてはならない。

2 受託者は、機密情報を他の情報と区分して厳重に保管し、委託業務を処理するため必要最小限の自己の役員および従業員以外に機密情報を開示してはならない。

3 受託者は、本契約の業務目的以外に機密情報を使用または流用してはならない。

（個人情報の保護）

第8条 受託者及びその従業員は、業務を行うに当たって保有する個人情報の取扱い等に関しては、深川市個人情報保護条例の適用を受け、市と同等の責務を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、個人情報漏えい、紛失、破壊又は改ざん等の事故防止その他個人情報を適切に管理するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 本委託業務場所から個人情報を持ち出すことはできないものとし、特別な事情のある場合は委託者と協議のうえ、その承認を得ること。ただし、その場合であっても個人情報の盗難・紛失防止の措置を行うこと。
- (2) 従事者に対して個人情報保護に関する研修及び指導を行うこと。
- (3) 業務完了後、本業務で収集・使用した個人情報を速やかに委託者に返還すること。ただし、委託者から廃棄の指示があった場合には、速やかに廃棄すること。

(調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、本委託業務を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。ただし、特別な事情のある場合は委託者と協議のうえ、その承認を得たものについては、この限りではない。

(一般的損害等)

第12条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者がその費用（第三者に及ぼした損害の場合は損害額。）を負担するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報の漏えい、紛失等に係る損害は、契約期間後も受託者がその費用を負担する。

(契約解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、この契約に違反したとき。
- (2) 受託者の委託業務の処理が不相当と委託者が認めたとき。
- (3) 受託者が、この契約を履行することができないと委託者が認めたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、受託者は、第4条に定める委託料総額の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する日までに支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除されたときは、受託者は、委託者にその損失の補償を請求することができないものとする。

4 委託者は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときはこの契約の解除を申し入れること

ができる。この場合において、この契約は解除の申し入れ後3ヵ月を経過した日をもって終了するものとする。

- 5 受託者が第2項の賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（不正行為に伴う解除権）

第14条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 受託者が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の一部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 受託者が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名宛人に対する命令全てが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の一部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは受託者に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は深川市財務規則（昭和63年深川市規則第8号）第132条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (7) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

第15条 受託者は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の1に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第6号までに掲げる場合におい

て、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

4 受託者が第1項及び第2項の賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した違約金を委託者に支払わなければならない。

（相殺）

第16条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約の費用）

第17条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

（信義則）

第18条 委託者及び受託者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約に定めない事項）

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、委託者と受託者の両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月3日

委託者 深川市2条

深川市長 山下貴史

受託者 深川市6条6番1号

深川市立病院

開設者 深川市長 山下貴史

平成29年度深川市認知症初期集中支援チーム員専門職派遣業務委託 仕様書

1 業務名

深川市認知症初期集中支援チーム員専門職派遣業務（以下「業務」という。）

2 目的

認知症が疑われる人及び認知症とその家族への早期の支援を実施する認知症初期集中支援チームにおいて、深川市認知症初期集中支援推進事業実施要綱第5条第1号に掲げる専門職のうち同要綱第8条第1項に基づき派遣を受ける看護師について、認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）の一員として認知症初期集中支援業務に従事することを目的とする。

3 委託期間

平成29年4月3日から平成30年3月31日までとする。

4 人員要件

- (1) 看護師に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

5 業務内容

業務の内容は、「深川市認知症初期集中支援推進事業実施要綱」の規定に基づく次のとおりとし、その詳細については「深川市認知症初期集中支援推進事業実施マニュアル」及び「平成28年度認知症初期集中支援チーム員研修テキスト（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）」を参照する。

- (1) 初回訪問時への参加
- (2) チーム員会議への出席
- (3) 初期集中支援の実施
- (4) 初期集中支援終了後のモニタリングへの参加
- (5) 初期集中支援の内容等の記録報告事務

※（3）ないし（5）については業務に応じて対応する。

6 実施報告

受託者は、毎月10日までにその前月分の業務報告書（別紙様式）を委託者に提出し、業務実施状況を報告する。

7 個人情報の取扱

別記「個人情報の取扱いに関する留意事項」にしたがって、適正に管理すること。

8 協議事項

上記のほか、事業の実施に当たり必要な事項は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

平成28年度 北空知地域医療介護連携支援センター事業(地域医療・介護連携推進事業)決算

収入

項目	予算額	決算額	増減額	積算等内訳
委託料	10,944,720	10,944,720	0	各市町負担金 深川市 4,771,172円 妹背牛町 1,630,540円 秩父別町 1,501,613円 北竜町 1,414,530円 沼田町 1,626,865円 計 10,944,720円
合計	10,944,720	10,944,720	0	

支出

項目	予算額	決算額	増減額	積算等内訳
人件費	8,250,000	8,250,000	0	北空知地域医療介護連携支援センター業務に係る人件費 @7,500,000円(市立病院正規看護職員平均給与)×1.1=8,250,000円
連絡車両維持費	342,000	342,000	0	年間車両レンタル料等 682,055円/台×0.5(車両利用割合)≒342,000円
事業費	650,000	867,590	217,590	北空知地域医療介護確保推進協議会 運営会議 I 医療・介護情報共有支援部会 II 退院調整・在宅生活支援部会 III 多職種連携・地域啓発部会 ・北空知地域医療介護連携支援センター 周知パンフレット作成経費:28,130円 ・住民への普及啓発パンフレット作成経費:289,267円 ・ホームページ作成・更新・管理経費など:226,800円 ・講演会等の講師謝礼:22,137円 ・研修旅費及び受講料等:141,820円 ・医療・介護事業所ガイドブック作成経費:1円 ・多職種合同研修会開催経費:159,436円
事務費	892,000	674,410	-217,590	事務費 328,798円 ・コピー機賃借及び使用料:250,564円 ・封筒作成、郵便料金:30,520円 ・介護新聞購読料:16,200円 ・消耗品費:31,514円 ※事務室及びパソコン等備品等使用料は含んでいません。
一般管理費				当初予算(人件費+連絡車両維持費+事業費+事務費)9,704,100円×5%=485,205円⇒429,900円[4.9%] 決算(人件費+連絡車両維持費+事業費+事務費)9,788,388円×5%=489,419円⇒345,612円[3.5%] (参考:総務省が示す一般管理費上限額は10%)
消費税	810,720	810,720	0	消費税(8%) 10,134,000円×8%
合計	10,944,720	10,944,720	0	

平成28年度 地域リハビリテーション活動支援事業 決算

収入

項目	予算額	決算額	増減額	積算等内訳
委託料	9,683,280	9,683,280	0	各市町負担金 深川市 5,474,152円 妹背牛町 1,171,677円 秩父別町 995,054円 北竜町 875,755円 沼田町 1,166,642円 計 9,683,280円
合計	9,683,280	9,683,280	0	

支出

項目	予算額	決算額	増減額	積算等内訳
人件費	7,450,800	7,474,995	24,195	北空知地域リハビリテーション活動支援事業に係る人件費 @7,474,995円(作業療法士給与実費額)×1人区=7,474,995円
連絡車両維持費	682,050	382,800	-299,250	イグニス @31,900円×12ヶ月=382,800円
事務費	833,150	1,108,205	275,055	事務費計 296,944円 ・備品 ノートパソコン: 97,200円 A3プリンタ: 36,633円 デジタルカメラ: 23,738円 デジタル握力計等: 23,932円 ポータブルDVDプレイヤー: 10,800円 オキシウォッチ: 17,280円 ・消耗品 手首式血圧計、インク6色セット等: 64,830円 ・ガソリン代: 22,531円 ※資料作成経費は、センター事業に包含。事務室等使用料は含んでいません。
一般管理費				当初予算(人件費+連絡車両維持費+事務費)8,539,450円×5%=426,972円⇒426,550円[4.99%] 決算(人件費+連絡車両維持費+事務費)8,154,789円×5%=407,739円⇒811,261円[9.94%] (参考:総務省が示す一般管理費上限額は10%)
消費税	717,280	717,280	0	消費税(8%) 8,966,000円×8%
合計	9,683,280	9,683,280	0	

平成29年度 北空知地域医療介護連携支援センター事業(地域医療・介護連携推進事業) 予算(案)

収入

項目	前年度予算額	予算額	増減額	積算内訳等
委託料	10,944,720	10,944,720	0	各市町負担金 深川市 4,785,874円 妹背牛町 1,630,540円 秩父別町 1,490,869円 北竜町 1,412,551円 沼田町 1,624,886円 計 10,944,720円
合計	10,944,720	10,944,720	0	

支出

項目	前年度予算額	予算額	増減額	積算内訳等
人件費	8,250,000	8,250,000	0	北空知地域医療介護連携支援センター業務に係る人件費 @7,500,000円(市立病院正規看護職員平均給与費)×1.1人区=8,250,000円
連絡車両維持費	342,000	342,000	0	年間車両レンタル料等 682,055円/台×0.5(車両利用割合)≒342,000円
事業費	650,000	600,000	-50,000	北空知地域医療介護確保推進協議会 運営会議 Ⅰ医療・介護情報共有支援部会 Ⅱ退院調整・在宅生活支援部会 Ⅲ多職種連携・地域啓発部会 ・協議会の開催経費 ・講演会等の講師謝礼 ・会場使用料 ・医療・介護事業所ガイドブック作成経費 ・北空知地域医療介護連携支援センター関係パンフレット作成経費 ・住民への普及啓発パンフレット作成経費 ・ホームページ作成・更新・管理経費など ※1専門部会あたり200,000円を基本とし、配分調整する。
事務費	892,000	459,600	50,000	事務費(5%) ・旅費・参考図書・消耗品費・燃料費・光熱水費・印刷製本費・通信運搬費・使用料及び賃借料・負担金など
一般管理費		482,400		一般管理費(5%)※端数調整あり
消費税	810,720	810,720	0	消費税(8%) 10,134,000円×8%
合計	10,944,720	10,944,720	0	

平成29年度 北空知地域リハビリテーション活動支援事業 予算(案)

収入

項目	前年度予算額	予算額	増減額	積算内訳等
委託料	9,683,280	9,326,880	-356,400	各市町負担金 深川市 5,292,072円 妹背牛町 1,128,553円 秩父別町 944,253円 北竜町 840,912円 沼田町 1,121,090円 計 9,326,880円
合計	9,683,280	9,326,880	-356,400	

支出

項目	前年度予算額	予算額	増減額	積算内訳等
人件費	7,450,800	7,450,800	0	北空知地域リハビリテーション活動支援事業に係る人件費 @7,450,800円(作業療法士給与費実費額)×1人区=7,450,800円
連絡車両維持費	682,050	382,800	-299,250	年間車両レンタル料等 382,800円/台×1台=382,800円
事務費	833,150	391,400	-30,750	事務費(5%)※端数調整あり ・旅費・参考図書・消耗品費・燃料費・光熱水費・印刷製本費・通信運搬費・使用料及び賃借料・負担金など
一般管理費		411,000		一般管理費(5%)※端数調整あり
消費税	717,280	690,880	-26,400	消費税(8%) 8,636,000円×8%
合計	9,683,280	9,326,880	-356,400	